### 那賀町ふる里留学促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那賀町における少子化対策の一環として町外から那賀町への留学を促進し、もって移住、定住及び交流人口の拡大を図ることを目的として、那賀町立学校(以下「学校」という。)に留学する児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内において交付する那賀町ふる里留学促進事業補助金(以下「補助金」という。)交付要綱に関し、那賀町補助金交付規則(平成17年那賀町規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) ふる里回帰留学 児童生徒の両親のいずれかのふる里が那賀町であり、那賀町内に居住する両親のいずれかの3親等以内の親族に児童生徒を預け、6か月以上学校に就学することをいう。
  - (2) ふる里創り留学 令和4年3月1日以降に家族で那賀町内に移住し、児童生 徒が1年以上学校に就学することをいう。
  - (3) ふる里山村留学 児童生徒が那賀町木頭地区の山村留学センター「結遊館」 に入所し、那賀町立学校管理運営規則(平成25年那賀町教育委員会規則第1号) 第10条第2項に規定された一つの学期以上、那賀町立木頭小学校又は中学校に 就学することをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、 留学生の保護者とする。ただし、前条第1号において、保護者と預け先の親族との 間に、補助対象者としての権利を譲渡した場合はこの限りでない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としないものとする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者及び受けようする者
  - (2) 本人又は世帯構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号及び那賀町暴力団排除条例(平成24年那賀町条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員並びに同条第3号に規定する暴力団員等である者

(補助対象期間)

- 第4条 補助金の補助対象となる期間は、次のとおりとする。
  - (1) ふる里回帰留学は、児童生徒が学校に就学する期間とする。
  - (2) ふる里創り留学は、家族で那賀町内に移住した日から9年間かつ児童生徒が学校に就学する期間とする。
  - (3) ふる里山村留学は、児童生徒が那賀町立木頭小学校又は中学校に就学する期間とする。
- 2 留学生が月の中途で学校に就学した場合は、学期始めの属する月に就学する場合 を除き、就学した月の翌月から補助の対象とする。
- 3 留学生が月の中途で町外の学校に転学した場合は、学期末の属する月に転学する場合を除き、転学した日の属する月は補助の対象としない。 (補助金額)

第5条 補助金の額は、毎月の生活費補助として、保護者に対して月額4万円を補助 するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、那賀町ふる里留学促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条により申請者から申請書の提出があったときは、申請者に係る 第3条第2項各号に掲げる要件を審査し、補助金の交付の適否を決定するとともに、 当該決定の内容を那賀町ふる里留学促進事業補助金交付決定通知(様式第2号)に より、申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

- 第8条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容を変更し、又は中止する場合には、那賀町ふる里留学促進事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請書等の書類の審査を行い、 変更内容が適正であると認めたときは当該申請を承認し、那賀町ふる里留学促進事 業補助金変更(中止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するもの とする。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、次に掲げるもののうちいずれか早い日までに、那賀町ふる里留学促進事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。
  - (1) 学校での就学を終えた日
  - (2) 3月31日

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業者が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、那賀町ふる里留学促進事業補助金確定通知書(様式第6号)により速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付)

第11条 町長は、前条による補助金の交付額を確定後、那賀町ふる里留学促進事業補助金(概算払)請求書(様式第7号)による補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。ただし、学期を超えて学校に就学する場合においては、学期ごとに概算払をすることができるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付 の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき若しくは町 長の処分に従わなかったとき。
- 2 町長は、補助金の交付の全部又は一部の取消しを決定したときは、その理由を付して那賀町ふる里留学促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、

補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し那賀町ふる里留学促進事業補助金返還命令書(様式第9号)により期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

那賀町長 様

申請者 住 所 (保護者) 氏 名 連絡先

年度 那賀町ふるさと留学促進事業補助金交付申請書 (ふる里回帰留学・ふる里創り留学・ふる里山村留学)

那賀町ふる里留学促進事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

住 所 (移住先又は預け先)									
転入日(預入日)			年	月	日				
転入前住所 (保護者住所)									
就学先の学校名									
就学日(予定日)			年	月	日	(就学・予定)			
就学満了予定日			年	月	日	まで(予定)			
補助金申請額					円				
世帯構成員	続柄	В	ŧ	名		生年月	日及	び年齢	
※同居する者(世帯分離して						年	月	日(	歳)
いる者を含む)全員を記入。 ※ふる里回帰留学の場合は、						年	月	目(	歳)
預け先の世帯員を記入。 ※学校に就学する者の続柄						年	月	日(	歳)
欄を○で囲うこと。						年	月	日(	歳)
						年	月	日(	歳)
添付書類	・調書( ・在学証	(世帯全員 別記様式) 明書 義のフリン							

様

那賀町長

印

年度 那賀町ふる里留学促進事業補助金交付決定通知書 (ふる里回帰留学・ふる里創り留学・ふる里山村留学)

年 月 日付けで申請のあった、那賀町ふる里留学促進事業補助金について、下記のとおり交付を決定しますので、那賀町ふる里留学促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

	交	付	決	定	額	円
交付	の条	牛				

那賀町長 様

申請者住 所(保護者)氏 名連絡先

年度 那賀町ふる里留学促進事業補助金変更(中止)承認申請書 (ふる里回帰留学・ふる里創り留学・ふる里山村留学)

年 月 日付け那賀町指令第号で交付決定のあった、那賀町ふる里留学促進事業補助金について、下記のとおり変更(中止)の承認を受けたいので、那賀町ふる里留学促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

1. 変更(中止)年月日	年	月	日(予定)
2.変更(中止)の理由			

様

那賀町長

囙

年度 那賀町ふる里留学促進事業補助金変更(中止)承認通知書 (ふる里回帰留学・ふる里創り留学・ふる里山村留学)

年 月 日付けで変更(中止)申請のあった、那賀町ふる里留学促進事業補助金変更(中止)について、下記のとおり承認しますので、那賀町ふる里留学促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

変更(中止)後の補助金の額は次のとおりとする。

既 交 付 決 定 額 円

増(減)決定額 円

変更交付決定額 円

那賀町長 様

申請者住 所(保護者)氏 名連絡先

年度 那賀町ふる里留学促進事業補助金実績報告書 (ふる里回帰留学・ふる里創り留学・ふる里山村留学)

年 月 日付け那賀町指令第 号で交付決定のあった、那賀町ふる 里留学促進事業補助金について、補助事業を完了したので、那賀町ふる里留学促進事 業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

1. 補助金交付額	金			円			
2. 事業の内容							
3. 事業の実施期間	年	三月	日~	年	月	日まで	
4. その他必要事項							

様

那賀町長

年度 那賀町ふる里留学促進事業補助金確定通知書 (ふる里回帰留学・ふる里創り留学・ふる里山村留学)

年 月 日付けで実績報告のあった、那賀町ふる里留学促進事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

# 様式第7号(第11条関係)

受理受付印	(ふる!		既算払・	精算払)			,,		
				請求日		年	Ē	月	日
那賀町長 様									
		申請者保護者)						Œ	
右の金額を請求し	ます。 請	求金額							
	摘			要	ī				
補助事業名	年	三度 那賀町	「ふる里も	留学促進事	事業補助金	:(		留	学)
補助指令金額			P	9					
補助指令年月日		年	月日	1					
補助指令番号	那賀町	丁指令第	<u> </u>	<del>-</del> -					
既 受 領 額			F	9					
今回請求額			F	9					
残 額			F	9					
請求区分	概算払↓	・精算払い	い						
口座振込先 金融機関名 預 金 種 別 口 座 番 号	(1) 普		) 当座		名 ( その他	(		)	
口座名義	(カタカナ書 (	<b>¦き</b> )				)			

様

那賀町長

囙

年度 那賀町ふる里留学促進事業補助金交付決定取消通知書 (ふる里回帰留学・ふる里創り留学・ふる里山村留学)

年 月 日付けで申請のあった、那賀町ふる里留学促進事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助金額

円を取り消す。

2. 取消理由

様

那賀町長

印

年度 那賀町ふる里留学促進事業補助金返還命令書 (ふる里回帰留学・ふる里創り留学・ふる里山村留学)

那賀町ふる里留学促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり返還 を命ずる。

記

1. 返還すべき金額

円

2. 返還期限

年 月 日

- 3. 返還を命ずる理由
- 4. 返還方法
- 5. 補助金の交付の内容

交付決定日 交付日(支払日) 交付額(支払額) 年 月 日 日 円

## 【教示】

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。(主観的期間)

なお、この決定があったことを知らなかった場合であっても、この決定の日の翌日から起算して1年以内であれば審査請求をすることができます。(客観的期間)

# 那賀町ふる里留学制度申請に関する調書

			作成日	令和	年	月	日
		<u>現住)</u>	<u> </u>				
申請者	(保護者)						
		氏 :	名				
		Mail	•				

(\$) (#	りがな) 生なにな	作別	性別 生年月日 在籍中の学校名等			
光 里	生徒氏名	1774				
	会社名等			·		
申請者連絡先	会社住所					
<b>建</b> 桁元	電話番号					
	緊急時連絡先	携帯番号	륫			
	金融機関名			行・農協用金庫・信用組合	種別	普通・当座
振込口座	支 店 名		支店	口座番号		
	口座名義人 (フリガナ)					

<sup>※</sup>口座振込先及び口座名義のフリガナが分かる預金通帳の写しを添付してください。

# ※児童生徒の健康状態など特に留意する事項について

児童生徒氏名		
健 康 状 態	既往歴	
アレルギー等		
性格や生活行動で留意すべき点	があれば下記にご記入ください。	
<u> </u>		
児童生徒氏名		
健康 状態	既往歴	
アレルギー等		
性格や生活行動で留意すべき点	があれば下記にご記入ください。	
児童生徒氏名		
健 康 状 態	既往歴	
アレルギー等		
性格や生活行動で留意すべき点	があれば下記にご記入ください。	
,		
児童生徒氏名		
健 康 状 態	既往歴	
アレルギー等		
性格や生活行動で留意すべき点	があれば下記にご記入ください。	